

孤独・孤立対策に関する施策の推進 を図るための重点計画

**令和6年6月11日
(令和7年5月27日一部改定)**

孤独・孤立対策推進本部

この計画は、孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第４５号）第８条第１項に基づき、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画として策定するものである。

目次

はじめに	1
I. 重点計画について	2
1. 推進法の規定と重点計画の関係	2
(1) 重点計画に定める事項	2
(2) 重点計画の構成	2
2. 特に重点を置いて取り組むべき事項	3
(1) 地方公共団体及びNPO等への支援	4
(2) 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化	4
(3) 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進	6
II. 孤独・孤立対策の基本的考え方等	7
1. 我が国における孤独・孤立に関する状況	7
2. 孤独・孤立対策の基本理念	10
(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応（第2条第1号関係）	10
(2) 当事者等の立場に立った施策の推進（第2条第2号関係）	12
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進（第2条第3号関係）	12
3. 孤独・孤立対策の基本方針（基本的な方針及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）	14
(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする	14
(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる	15
(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う	17
(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する	19
4. 孤独・孤立対策の施策の推進体制等	22
(1) 国における推進体制等	22
(2) 地域における推進体制等	22
(3) 重点計画の見直し	22
III. 具体的施策（重点計画に定める施策）	24

はじめに

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（以下「重点計画」という。）は、孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第４５号。以下「推進法」という。）第８条の規定に基づき、孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めるものである。

孤独・孤立の状態^１は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要である。

社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、コロナ禍による人と人との接触機会の減少が長期化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化していたことを契機に、政府としては、令和３年２月に新たに置かれた孤独・孤立対策担当大臣を司令塔に一体となって対策を推進してきた。

また、令和５年５月には推進法が成立し、孤独・孤立対策についてその基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項が定められ、全ての国民を対象とする孤独・孤立対策が世界で初めて総合的に規定されたところである。

令和６年４月１日に推進法が施行され、孤独・孤立対策については、推進法に基づいて内閣総理大臣及び孤独・孤立対策担当大臣のリーダーシップの下、孤独・孤立対策推進本部を中心に総合的な取組を一層強化・深化していく必要がある。

今後も、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、重点計画に定める孤独・孤立対策を着実に推進していくこととする。

^１ 推進法において、孤独・孤立の状態とは、「日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」と定義されている。

I. 重点計画について

1. 推進法の規定と重点計画の関係

推進法第8条第1項において、孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画を作成しなければならない旨が規定されている。

まず、推進法において重点計画に定めるものとされている事項を確認した上で、重点計画の構成について、推進法の規定との対応関係を念頭に考え方を述べる。

(1) 重点計画に定める事項

重点計画には、推進法第8条第2項において、

- ① 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針
 - ② 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ③ ①②のほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- を定めるものとされている。

また、同条第3項において、重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定める旨が規定されている。

(2) 重点計画の構成

重点計画においては、まず、「Ⅱ. 孤独・孤立対策の基本的考え方等」として、我が国における孤独・孤立に関する状況を整理した上で、(1)で挙げた重点計画に定める事項の前提とすべき「孤独・孤立対策の基本理念」について、推進法の基本理念に係る規定に基づき整理する²。

その上で、上記(1)①の「基本的な方針」については、重点計画の中で、後述する「3. 孤独・孤立対策の基本方針」の(1)から(4)までにおいて具体的に定めることとする。

次に、上記(1)②の「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」については、後述する基本方針の各項目の中で言及するとともに、「Ⅲ. 具体的施策」においても具体的施策として列挙している。

また、推進法第8条第3項において原則として定めるものとされている「施策の具体的な目標及びその達成の期間」については、Ⅲで列挙する具体的施策の中で、施策ごとに記載する。

<参考>法施行前の重点計画との関係

推進法の施行に至るまでの間も、孤独・孤立対策を政府一体となって進めるため、「孤独・孤立対策推進会議」³において「孤独・孤立対策の重点計画」（以下「法施行前の重点計画」という。）を定めてきた。この法施行前の重点計画については、「孤独・孤立に関するフォーラ

² (1)③にいう「孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」と整理される。

³ 「孤独・孤立対策推進会議の開催について」（令和3年3月12日内閣総理大臣決裁）。孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全府省庁の副大臣等により構成。

ム」⁴や「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」⁵における意見等を反映しながら、策定・改定を行ってきたところである。法施行前の重点計画においても基本理念及び基本方針を定めて対策を推進してきており、推進法に基づく重点計画においても、同様の考え方に基づくこととしたものである。

このように、令和3年から法施行までに取り組んできた対策の継続性・整合性を図る観点も重要であり、重点計画は、法施行前の重点計画において定めてきた基本理念と基本方針の枠組みを基本的に継承するものである⁶。

2. 特に重点を置いて取り組むべき事項

重点計画は、社会環境の変化に応じて長期的視点に立って孤独・孤立の問題に対処することとしつつ、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策を取りまとめたものである。関係府省庁においては、「Ⅲ. 具体的施策」に挙げられている各施策それぞれの目標の達成に向けて、着実に取組を進めることが必要である。

孤独・孤立対策を推進するに当たっては、重点計画の基本理念及び基本方針に基づき、関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、幅広く具体的な取組を総合的に実施していくことが何よりも重要であり、こうした取組を通じて、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底していく必要がある。

一方で、孤独・孤立対策の取組の幅広さ・多様性を踏まえ、関係者間の協力体制を構築するに当たり、対策のイメージの具体化・共有が重要である⁷。こうした中で、未だに孤独・孤立対策の目的や意義が国民の間で十分に共有されていないのではないかと指摘も重く受け止める必要がある。

孤独・孤立対策に取り組むに際しては、孤独・孤立対策の目的についての国民の理解醸成を図るとともに、とりわけ、①声を上げやすい・相談しやすい環境整備、②人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進、③官民連携の基盤整備の3つの観点に基づく取組が重要であり、こうした基盤となる取組に関するイメージ(別紙1参照)を関係者で共有しながら対策を進めていくことが重要である。

我が国は、世界に先駆けて推進法に基づく安定的・継続的な対策を実施してきている。こうしたことを踏まえ、我が国の孤独・孤立対策の核となっている、孤独・孤立状態の予防を目指した緩やかなつながりづくりや、官・民・NPO等の「水平的連携」による取組などについて知見を積極的に海外に発信し、諸外国やWHOを始めとする国際機関と密接に連携していくことが重要である。

⁴ 別紙2「孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の主な取組」の「2. 孤独・孤立に関するフォーラムの開催」参照。

⁵ 「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議の開催について」(令和3年11月4日内閣官房長官決裁)

⁶ 「孤独・孤立対策に関する有識者会議における、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見」(令和6年)において、「新たに策定される重点計画においても、継続性及び法との整合性を確保するために、現行の重点計画の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏襲することが適切である。」と指摘されている。

⁷ 孤独・孤立対策推進会議ヒアリングにおける埼玉県及び鳥取県からの意見(埼玉県:令和6年5月14日第1回会議、鳥取県:令和7年5月15日第3回会議)。

その上で、「特に重点を置いて取り組むべき事項」としては、以下の（１）から（３）までが挙げられる。こうした課題への取組を通じて、対策の一層の強化・深化を図っていくこととする。

（１）地方公共団体及びＮＰＯ等への支援

- 推進法の施行から１年を迎えることを受け、官・民・ＮＰＯ等の連携の基盤となる地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（推進法第１１条）及び孤独・孤立対策地域協議会（推進法第１５条）の設置状況を把握するため、アンケートを実施した^８ところ、特に市区町村における基盤整備が必ずしも進展していない状況であったことを踏まえ、引き続き、こうした官民連携基盤を立ち上げる段階の地方公共団体への伴走支援、多様な主体が参画する事例の周知等、設置の促進に向けた支援を行う。その際、設置数のみにとらわれるのではなく、地域において官民の「水平的連携」による孤独・孤立対策の連携基盤が実質的に構築されているかという観点も重要である。また、設置済みの地方公共団体に対しても、より多様な主体の連携等が図られるよう、引き続き伴走支援を行っていくことが必要である。
- 孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動への支援について、当面、令和３年３月の緊急支援策^９で実施した規模・内容について、新たなニーズ等を踏まえた強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく。
- 地方公共団体及びＮＰＯ（ＮＰＯを支援する中間支援組織を含む。）等に対して、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金^{１０}」等を活用して支援を行うことはもとより、広域で活動を行う団体があることも念頭に置きつつ、行政区域を超えて地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設置されている事例、広域的な活動を行う中間支援組織などのＮＰＯ等の活動事例（基礎自治体との連携事例を含む。）などを周知・横展開する。地方公共団体における取組事例の横展開に当たっては、関連する取組を、有機的に組み合わせて実践につなげていく工夫や、取組を進める上での課題についても把握・整理し、現場における負担等にも配慮しつつ、関係府省庁が連携の下、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう支援を行う。

（２）孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- 孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題であり、また、孤独・孤立の問題が生じる前の対応や、悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応するといった孤独・孤立状態の予防の観点が重要である。
- こうした観点から、「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けて、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解浸透や気運醸成を図るため、毎年５月を「孤独・孤立対策強化月間」と位置付けて集中的

^８ 「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム及び孤独・孤立対策地域協議会の設置の概況について」（令和７年４月７日「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議（第３回）」資料１）

^９ 「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において決定（令和３年３月１６日）。

^{１０} 内閣府の「孤独・孤立対策推進交付金」と「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を統合し、令和６年度補正予算及び令和７年度当初予算において予算措置されたもの。

に広報・啓発活動に取り組むことなどを通じ、孤独・孤立の問題に関する啓発活動を推進する。

- 国民も、孤独・孤立の問題についての知識（例えば、社会構造の変化によって孤独・孤立に陥りやすい「つながりの薄い」社会となっており、孤独・孤立の問題は、生活環境や雇用環境の変化などで何人にも生じ得ること、また孤独・孤立に陥ることは個人の責任ではないこと）を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートしていただくことが予防の観点からも極めて重要であることから、令和6年度から本格実施している、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の養成の促進・普及を図る。令和7年度以降、より幅広い分野において、関係機関の協力も得ながら、こども向け「つながりサポーター」も含め、全体として「つながりサポーター」の更なる普及を図る。
- 令和6年の自殺者数について、50歳代が最も多い一方で、小中高生の自殺者数が過去最多となり、特に女子中高生の自殺者数が増加している¹¹こと、10歳代の女性は他の年齢層と比べても高い増加率となっている事実等を重く受け止める必要がある。自殺対策基本法に規定¹²されているとおり、こども・若者の自殺を含めた自殺の問題は、社会全体の問題であるという認識の下、関係府省庁が連携して対策¹³を講じているところであるが、児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくりや、そうした居場所を通じて、こども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築などの、地方公共団体やNPO等の取組への支援等を通じた取組や、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組を推進する。
- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加¹⁴により孤独・孤立のリスクを抱える者の増加が見込まれ、孤立死についても増加していくことが懸念される¹⁵。こうした中長期的な課題に対しては、関係府省庁や地方公共団体が密接に連携し、現役世代を

¹¹ 令和6年における小中高生の自殺者数は、529人と過去最多である。女子中高生についてみると、女子高校生（令和5年：166人、令和6年：185人）、女子中学生（令和5年：80人、令和6年：99人）ともに増加している（「令和6年中における自殺の状況」（令和7年3月28日厚生労働省自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課）より）。

¹² 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第2条第2項において、「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。」と規定されている。

¹³ 政府においては、「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）に基づき、総合的に自殺対策を推進してきた。また、こどもの自殺者数の増加の事実を重く受け止め、令和5年6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議）を取りまとめ、関係府省庁が連携の下、対策を講じている。

¹⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6年推計）によれば、一般世帯総数に占める単独世帯の割合は、38.0%（令和2年）から44.3%（令和32年）と、今後とも高い割合で推移していくことが見込まれる。

¹⁵ 「孤立死者数の推計方法等について～「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」をもとに～」（令和7年4月11日「孤独死・孤立死」WGとりまとめ）においては、孤立死者数の推計のための概念的定義を、「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」としている。その上で、孤立死者数について、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」（令和6年）のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたものは、21,856件であると推計したところである（参考：「死後4日以上」を経過していたものは、31,843件）。

含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点から、居場所・つながりづくりなど、中長期的な視点に立って孤独・孤立状態の予防に取り組む¹⁶。

(3) 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

- 推進法第8条第3項に基づき、重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとされている。このため、「Ⅲ. 具体的施策」に定める各施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めることとする。
- この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すこと¹⁷や、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する評価の視点を持つこと等が重要である。また、孤独・孤立対策では継続性が重要であることから、利用者数をもってのみ施策の必要性を測るのではなく、施策の改善の在り方の検討等に用いるといった留意が必要である。
- 政府は、引き続き、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を通じて、取組の推進を図る。その際、各施策の目標設定に当たっての好事例の横展開を進める。さらに、評価・検証のためのエビデンスの収集、評価・検証の指標についての検討も続けることとする。加えて、孤独・孤立対策として効果的な支援の手法や効果の測定に関するエビデンスの収集・情報提供にも努めることとする。

¹⁶ 「安心・つながりプロジェクトチームの開催について」（令和7年2月19日内閣府特命担当大臣（共生・共助）決定）

¹⁷ 取組の結果、どのような変化が期待されるかをストーリーで分かりやすく説明することを意味する。

Ⅱ．孤独・孤立対策の基本的考え方等

1．我が国における孤独・孤立に関する状況

我が国においては、グローバル化が進む中で、それまで定着していた終身雇用、年功賃金や新卒一括採用等に基づく日本型雇用慣行が変化し、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者といった非正規雇用労働者が増加するなど、雇用環境が大きく変化してきた。

また、インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきた。

さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどってきた。

このような雇用環境・生活環境や家族及び地域社会の変化は、雇用形態の多様化や所得格差の拡大等を背景として、職場内・家庭内・地域内において人々が関わり合いを持つことによって問題を共有しつつ相互に支え合う機会の減少をもたらした。このように、人と人との「つながり」や人間関係を築くことが容易ではない社会になりつつある中で、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられる。

こうした状況は、例えば、国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標がG7の中で下位グループに位置していること等にも表れている。

さらに、我が国の社会生活を一変させた新型コロナウイルスの感染拡大は、それまでの社会環境の変化等により孤独・孤立を感じやすくなっていた社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機になったと考えられる¹⁸。

新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後も、孤独・孤立の問題はなくなったとはいえない。現に、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和6年）においても、約4割の人が「孤独感がある」と回答しており、令和3年から令和5年までの調査と同様の傾向を示している¹⁹。

¹⁸ 外出自粛の影響により、人々が自宅で家族とともに過ごす時間が増加したことは、家族の親密化をもたらす一方で、元々折り合いの良くなかった家族にとっては家族関係の悪化が生じ、閉塞感を感じる人が少なからず存在したことが見込まれる。このことは、自殺者数が令和2年に総数で前年比912人増の2万1,081人（うち、女性は7,026人で前年比935人増、小中高生は499人で前年比100人増で当時過去最多）となり11年ぶりに対前年比で増加したこと、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が令和2年度に過去最多（12万9,491件）となったこと、児童相談所における児童虐待相談対応件数が令和2年度で20万5,044件（前年度比1万1,264件増）となったこと、小・中学校における長期欠席者のうち不登校児童生徒が令和2年度で19万6,127人（前年度比1万4,855人増）となったこと等の要因の一つとも考えられる。

¹⁹ 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査において、「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。」との質問に対する回答。なお、令和3年から令和6年までの調査において、孤独感が「決してない」と回答した者を除く約8割の人に、程度の差こそあれ孤独感があると考えられる。
・令和3年：「しばしばある・常にある」4.5%、「時々ある」14.5%、「たまにある」17.4%、「ほとんど

こうした中で、以下のような我が国の社会に内在する孤独・孤立の問題に対して、政府として必要な施策を不断に検討し、関係府省庁の叡智を結集して的確に対応していくことが必要である。

まず、若年層のＯＴＣ医薬品²⁰の乱用（いわゆる「オーバードーズ」）が問題となっており、その背景に孤独・孤立の問題があるとの指摘があるとされていること²¹や、足元では、令和６年の小中高生の自殺者数が過去最多となっていることなど、現在直面している課題に対して、引き続き、関係府省庁が密接に連携して取組を推進していくことが重要である。

次に、中長期的な課題として、今後我が国では、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されることや、死亡者数が自然増となることもあり、孤立死についても増加していくことが懸念される。

現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防に向けた安心・つながりづくりを始めとする対策など、関係府省庁の密接な連携の下、中長期的な視野に立った検討を行っていくことが重要である。

今後、数の増加が懸念される孤立死の問題に対しては、生前において社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するため、関係府省庁と地方公共団体が連携した取組を推進していく。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層については、地方公共団体が個々人の状況に合わせて行う支援を「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」により後押しするなど、関係府省庁が連携して様々な支援を安定的・継続的に実施²²し、こうした対策や支援により地域での役割を持つことができるような交流の場を提供していくこと等を通じて、働きづらさを抱えている方々や既存の制度の狭間で孤独・孤立状態にある方々に対して、就労を含め、幅広い社会参加を促進する。

また、高齢化の進展や核家族化等に伴う単身高齢世帯の増加により、単身高齢者等の意思決定支援等の生活上の課題も指摘されている。関係府省庁において身寄りのない高

どない」38.9%、「決してない」23.7%

・令和４年：「しばしばある・常にある」4.9%、「時々ある」15.8%、「たまにある」19.6%、「ほとんどない」40.6%、「決してない」18.4%

・令和５年：「しばしばある・常にある」4.8%、「時々ある」14.8%、「たまにある」19.7%、「ほとんどない」41.4%、「決してない」17.9%

・令和６年：「しばしばある・常にある」4.3%、「時々ある」15.4%、「たまにある」19.6%、「ほとんどない」40.6%、「決してない」18.4%

²⁰ ＯＴＣとは「Over The Counter」の略であり、「医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめ」の中では、「ＯＴＣ医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品）は、薬剤師等から提供された情報に基づき需要者の選択により使用されることが目的とされている医薬品」とされている。

²¹ 厚生労働省による「医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめ」（令和６年１月１２日医薬品の販売制度に関する検討会）においては、「若年者によるＯＴＣ医薬品の濫用については社会的不安が背景にあるとの指摘もあり、自殺や社会的孤立への対策等も医薬品の濫用防止に資する可能性がある。」と指摘されている。

²² 就職氷河期世代については、令和２年度以降、就職氷河期世代支援プログラム等に基づき集中的にその支援に取り組んできたところ、令和７年度以降においても、このような雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、現在も様々な課題に直面している方々に対して、政府が一体となって、従前以上に適切かつ効果的な支援を行うため、内閣総理大臣を議長とする「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」（令和７年４月２５日内閣総理大臣決裁）が開催されている。

齡者等を地域で支える体制の在り方や権利擁護の観点から検討がなされているが、引き続き、関係府省庁が連携して取組を進めることが重要である。

2. 孤独・孤立対策の基本理念

孤独・孤立対策の基本方針を定めるに当たり、前提とすべき孤独・孤立対策の基本理念について整理する。

推進法第2条においては、国及び地方公共団体が推進法第3条及び第4条に規定する責務²³を果たす上での基本的考え方として、以下の3つの基本理念が定められている。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。（第2条第1号）
- ② 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。（第2条第2号）
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。（第2条第3号）

こうした推進法の基本理念に沿って、重点計画に定める基本方針に基づき各種施策を進めていくに当たっては、具体的には、以下の基本理念に則ることとする。

（1）孤独・孤立双方への社会全体での対応（第2条第1号関係）

孤独・孤立は、人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではない。

また、孤独・孤立は、当事者²⁴個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助

²³ 国及び地方公共団体の責務に係る推進法の規定は下記のとおり。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

²⁴ 孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者として、例えば、生活困窮状態の人、ひきこもりの状態にある人、メンタルヘルスの問題を抱える人、妊娠・出産期の女性、子育て期の親、ひとり親、不本意な退職や収入減など様々な困難や不安を抱える人、DV等の被害者、こども・若者、学生、不登校の児童生徒、中卒者や高校中退者で就労等をしていない人、独居高齢者、求職者、中高年者、社会的養護経験者、犯罪をした者等、薬物依存等を有する人、一般用医薬品を乱用する人、犯罪被害者、被災者、心身の障害あるいは発達障害等の障害のある人や難聴等の、難病等の患者、外国人、在外邦人、ケアラー、LGBTQの人等が考えられる。ただし、孤独・孤立は何人にも生じ得ることから、孤独・孤立対策は全ての国民が対象となる。

努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族等²⁵に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。

加えて、社会との関係の中で生まれる「関係性の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響²⁶や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要である。

一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある²⁷。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。

概念は異なるが相互に関連する「孤独」と「孤立」の問題としては、

- ・ 社会とのつながりが少なく「孤立」しており、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある
- ・ 社会とのつながりが一定程度あり「孤立」していないが、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある
- ・ 社会とのつながりが少なく「孤立」しているが、不安や悩み、寂しさを抱えていないため「孤独」でない場合もある（ただしその場合でも、家族など周りの方が困難を抱えている場合も想定される。）

と考えられるが、孤独・孤立に関して当事者等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様である。

このように、多様な形がある孤独・孤立の問題については、孤独・孤立の一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者等の状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することが求められる。こうした議論を踏まえ、推進法においては、「孤独・孤立の状態」について、「日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」と定義している（推進法第1条）。

また、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」を断ち切る観点からも取組を進めることが求められる。

一方、主観や感情に関わる「孤独」の問題への対応については、個人の内心に関わる点に留意しつつ、問題の状況に応じて必要な対応は当然行うことが求められる。

孤独・孤立対策においては、以上に留意し、当事者等が「望まない孤独」²⁸及び「孤立」を対象として、その実態や当事者等のニーズに応じた施策を有機的に連関・連携させて、相乗効果を高めながら、取組を進める。その際、孤独・孤立対策の問題の解消を目的とした相談支援や普及啓発活動等を進めることに加え、当事者等の日常生活・

²⁵ 「家族等」には、例えば当事者の友人・知人が含まれる。

²⁶ 英国では、孤独は肥満や認知症、高血圧のリスクを高める等の健康被害をもたらす、社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある、社会的孤立は健康格差に影響を与えたとの研究がある。

²⁷ 英国における「孤独」の定義は「交友関係の欠如や喪失という主観的で好ましくない感情。現在有する社会的関係の量や質と望んでいる社会的関係の量や質との間にミスマッチがある時に生じる。」とされている。

²⁸ 重点計画で「孤独」と表記する場合は、「望まない孤独」のことをいう。なお、「望まない孤独」であるか否かの判断には慎重さが求められることに留意が必要である。

各ライフステージの中で活用される既存の施策に孤独・孤立対策の視点を入れ、それぞれの施策が具体的な各種課題を解決していく中で、孤独・孤立の問題の解消にも資するという構造を確保することも重要である。

さらに、孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得る更なる問題に至らないようにする「予防」の観点、すなわち孤独・孤立を生まない社会形成や豊かな人間関係を日常から育むことが重要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要であり、この理念の浸透を図ることが必要である。また、「予防」の観点からも当事者等が支援を求める声を上げやすい社会にするためには、社会福祉や公的扶助に対する社会の理解、多様性を包摂する社会づくりが必要となる。

孤独・孤立対策においては、以上に留意し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、さらには「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組むとともに、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえた「予防」の観点からの施策を推進する。

(2) 当事者等の立場に立った施策の推進（第2条第2号関係）

人生のあらゆる段階において何人にも生じ得る孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様である。

また、孤独・孤立の問題を抱える当事者のニーズや生活の基盤を置く地域の実情等も多様であるとともに、当事者の中には、同世代や同性による対応が望ましい場合もある²⁹など、支援に当たって配慮すべき事情を抱える方も存在する。また、当事者等が困難を抱えている場合も存在する。

孤独・孤立対策においては、以上に留意し、まずは当事者等の目線や立場に立って、孤独・孤立を生む要素が複合的に絡み合った困難な課題を含め、当事者一人一人のライフステージや属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で、施策を推進する。また、その時々当事者等の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。

加えて、孤独・孤立の問題を抱える当事者等も含めて支援する観点からの施策を推進する。

(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進（第2条第3号関係）

人々に行動制限をもたらした新型コロナウイルス感染拡大のみならず、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震をはじめ、全国各地で発生した自然災害は、人と人との「つながり」の重要性を再認識させる契機となった。また、地域で失われた人と人との「つながり」を再構築するためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の民間法人の現場レベルでの取組や活動も必要かつ重要であることを再認識した。

また、現行の社会保障制度が現金給付や現物給付を中心とする中で、孤独・孤立の問題を抱える当事者等の精神的な支援の充実も重要である。

²⁹ 例えば、若い世代からの相談に対して同世代の者が対応したり、女性からの相談に対して女性が対応したりすることが望ましい場合がある。

このため、孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題を抱える当事者等が疎外感を感じてしまうような関係や支援の場に形式的につなぐことでは十分でなく、「当事者等が相談できる誰か」や「信頼できる誰か」と対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要であり、このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイング（Well-being、人の幸福感）の向上や社会関係資本の充実に資するという考え方の下で、施策を推進する。

また、日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、全ての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。

さらに、孤独・孤立の問題が顕在化する前の「予防」的な対応³⁰、関連する分野や因果関係が多岐にわたる問題への対応、行政の施策や取組に積極的にアクセスしない者への対応は、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合がある。このため、孤独・孤立対策は、行政と民間が連携して取り組むことが必要不可欠である。また、孤独・孤立の問題の「予防」の観点からは、社会福祉や公的扶助をはじめとする施策にアクセスしやすくすることも必要である。

加えて、地域によって社会資源の違いがある中で、孤独・孤立の問題を抱える当事者等を支援するため、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を活用しつつ、行政・民間の各種施策・取組（公的支援施策や関連する行政計画等、行政を補う民間の取組等）について、有機的な連携及び充実を図る。その際、孤独・孤立対策は行政の各分野にまたがる総合的な取組であることを全庁的に認識して取り組むことが、効果的な推進方法である。

また、支援者である関係行政機関（特に基礎自治体）においては、既存の取組（例えば重層的支援体制整備事業）も活かして、縦割りの制度に横串を刺して分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備した上で、全ての都道府県及び市区町村に設置されている社会福祉協議会や、地域運営組織等の住民組織とも協力しつつ、NPO等の民間法人との間で相互に密接な連携・協働を図ることにより、安定的・継続的に施策を展開することが期待される。

³⁰ 例えば、乳幼児期や学齢期などライフステージに応じた「予防」的な対応が想定される。

3. 孤独・孤立対策の基本方針（基本的な方針及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）

上記「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏まえ、次の4つの基本方針に基づき、関係府省庁が連携しながら、総合的かつ計画的に孤独・孤立対策を推進していくこととする。

- （1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- （2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- （3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- （4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

孤独・孤立の問題が生じて、「ためらい」や「恥じらい」の感情により支援を受けていない方が存在することから、孤独・孤立の状態にある当事者等が支援を求める声を上げやすい、あるいは周りの方が気づきや対処をできる環境を整えることが重要である。相談窓口で相談することによって多くの方がハードルを感じていると考えられる中、支援を求める声を上げやすい環境整備を推進する必要がある。

この観点から、以下に掲げる取組を行う。

① 孤独・孤立の実態把握

孤独・孤立対策における各種施策の効果的な実施、施策の実施状況の評価・検証、施策の在り方の検討、これらの実施に当たって必要となる関係者との情報共有に資するよう、孤独・孤立に関する実態の把握を推進する。その際、これまで実施してきた全国調査の成果を踏まえつつ、例えば特定のテーマに特化した調査の実施なども併せ、孤独・孤立に関連する多角的なデータや国際比較、学術研究の蓄積・整備を推進する。

また、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果（社会環境の変化を背景とした、孤独を感じる程度が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が高い年代や属性、孤独感に至る前に経験した出来事等）も用いた孤独・孤立に至る要因の分析を行うとともに、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得る更なる問題に至らないようにする「予防」の観点からの施策を推進する³¹。

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

孤独・孤立の問題を抱える当事者等へ孤独・孤立に関する支援の情報を網羅的かつ当事者等が必要とする情報が必要なタイミングでタイムリーに届けられるよう、ポータルサイト・SNSによる継続的・一元的な情報発信、24時間対応の相談体制の整備、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口（電話、SNS等）及び地

³¹ なお、孤立死について、前掲注15のとおり、令和7年4月に「孤立死者数の推計方法等について」が公表された。今後結果を分析し、関係府省庁・地方公共団体の取組と連携し、先進的な事例も取り入れながら取組を進めていく。

方の適切な支援に円滑につながる体制の整備、プッシュ型の情報発信、様々な言語による発信等により、孤独・孤立に関する情報へのアクセスの向上を推進する。

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

孤独・孤立は、人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものである。しかし実際には、孤独・孤立に至っていても「他人や制度に頼りたくない、迷惑をかけたくない」あるいは「他人に知られたくない」等の「ためらい」や「恥じらい」の感情により支援を受けていない方がいる。また、これまで「申請主義」を基本としてきた制度の下で「支援制度を知らない。自分が支援対象に該当するとは思わなかった。」等の理由により支援を受けていない方もいる。さらに、孤独・孤立に至っている当事者等が困難を抱えている場合も存在する。

このため、孤独・孤立の問題を抱える当事者等が支援を求める声を上げやすい、あるいは周りの方が気づきや対処をできる（声を聞ける・拾える、声をかけやすい）ような環境を整えることが求められる。

支援を求める声を上げること、人に頼ること、誰かに早く相談することは、良いことであり、自分自身を守るためにも社会や地域のためにも必要であり、この時代には当然である。こうしたことを含め、特に、孤独・孤立対策を本格的に実施していく段階において、孤独・孤立や「共に生きる」ことについて国民一人一人の理解・意識や気運を社会全体で醸成して高めていけるよう、また、当事者等や周りの方が支援を求める声を上げやすくなるとともに広く支援制度を知ることができ、真に支援が必要な当事者等がSOSの声を上げることができるよう、一層の情報発信、毎年5月の「孤独・孤立対策強化月間」における集中的な広報及び国民の意識向上のための啓発活動、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育³²、孤独・孤立は身近な問題であることや問題が生じたときは相談すればよいことを幼少期あるいは若い年代から発達段階に応じて、学校・地域・職場において教育・啓発することを通じた相談しやすい文化の醸成、豊かな人間関係づくり³³、周りの方が当事者等への気づきや対処をできるようにするための環境整備を推進する。

さらに、アウトリーチ型支援を含めた当事者等への働き掛けや「伴走型」の支援を推進する。これらの推進に当たっては、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を活用しつつ、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1³⁴の検討成果（令和4年10月7日）に沿って具体的な取組を進める。

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様である。これに留意しつつ、孤独・孤立対策においては、当事者等の目線

³² 「共に生きる力」を育む教育は、多様な人や地域と関わって多様な生き方を認め合うことを理解する体験、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、社会保障についてその活用方法を含めて知る機会、地域福祉を学ぶ機会などを、学校教育や社会教育などの場、学校教育と社会教育の協働の場で設けることをいう。また、こうした教育・啓発を通じて、個々人の価値観を尊重し、「自分らしく生きて良いこと」を伝えていくことを含む。

³³ 学校教育、社会教育、家庭教育や地域コミュニティでのつながりなどを通じた人間関係づくりをいう。

³⁴ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいては、孤独・孤立に係る課題等についてテーマごとに分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論している。分科会1では、「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方について議論している。

や立場に立って、一人一人の多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で、切れ目がなく、息の長い、きめ細かな施策を推進することが重要である。

この観点から、以下に掲げる取組を行う。

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

孤独・孤立の問題を抱える当事者等が、一人一人の多様な事情やニーズ等の状況に合わせて、切れ目がなく息の長い、きめ細かな相談支援を受けられるよう、国内外において、各種相談支援制度の有機的な連携や各相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備を更に推進するとともに、電話・SNSのそれぞれの特性を踏まえた24時間対応の相談やオンライン空間を活用した相談など多角的な相談支援体制の整備を推進する。

また、当事者等を取り巻く多様な人が関わりつつ専門職も強みを発揮する発展的な相談支援の体制整備を推進する。

さらに、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制及び相談から各地域における適切な支援につなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む。

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果によると、孤独を感じる程度が比較的高いと回答した人ほど「我慢できる」、「支援の受け方がわからない」、「支援を受けるための手続が面倒である」と回答する傾向がある。こうしたことを踏まえ、各種相談窓口において、制度や相談機関の壁をなくすような広報の在り方及び支援体制の検証に加え、制度申請の簡易化やオンライン化、自動化ツールの導入等による手続の負担感の軽減や利便性の向上を考慮した運用の在り方についての検討を行い、SNS等の相談窓口を利用する方は対面での周囲への相談が難しい場合も多い可能性を踏まえ、適切な相談支援につなぐことができるよう、常に運用の改善を図ることが求められる。

②人材育成等の支援

孤独・孤立の問題を抱える当事者等に対して、一人一人の相談時の心理的負担に留意しつつ多様な状況に即した充実した相談支援を行えるよう、関係機関において孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保（就労環境の改善を含む。）、育成及び資質の向上を推進する。その際、孤独・孤立に関する知識や福祉・保健・教育等の複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫（複数分野の資格の取得を含む。）も求められる。

また、相談支援に当たる人材の心理的負担の軽減や、相談支援に関わる者がスティグマ³⁵を生み出す原因となり得ることの予防に資するよう、相談支援に当たる人材への支援を推進する。

さらに、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果において、若年層など孤独感が高いグループが、周りの困っている人への積極的な声掛けや助けに前向きに回答した方が多いこと、相談窓口に相談することにハードルを感じている方への対応が必要であることを踏まえ、孤独・孤立の問題の理解者を増やす活動として、当事者等の周りにいる一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の地方公共団体等での養成を国が促進し、普及することも重要である。

³⁵ ここでいうスティグマとは、孤独・孤立の状態にあることを恥ずかしいとする考え方が根付いていることや、自らの孤独・孤立の問題やその辛さを直視することを避けることを指す。

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、孤独・孤立の問題を抱える当事者等が、相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要である。

この観点から、以下に掲げる取組を行う。

① 人間関係を豊かにするつながり・居場所づくり

日常生活環境における人と人との交流を目的とした多様な「つながり」の場となる「居場所」の確保は、人生のライフステージの段階や属性に応じて孤独・孤立の問題を抱える当事者等にとっては、身近な地域における人とのつながりや自身の役割を持つ場となり、気軽に話や相談をし合ったり早期対応につなげたりするなどの場にもなるとともに、地域コミュニティの形成・維持にも資するものである。様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、多様なつながりの場をつくっていくことが重要であり、地域の中でつながりの場づくりを実践する担い手の役割が益々重要になっている³⁶。「予防」の観点を重視しつつ、このような日常の様々な分野における緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりや居場所の「見える化」及び担い手の増大を図る取組、働いている方も含めた市民による自主的な活動やボランティア活動、民間企業における社員への孤独・孤立状態の予防に資する取組を推進する³⁷。あわせて、NPO等が利用しやすい支援を検討する。また、NPO等の活動の評価の在り方についても検討する。その際、孤独・孤立対策では継続性が重要であることから、利用者数のみにとらわれることのないように留意する。

また、地域における人間関係の希薄化の課題に対して、どのように地域再生を図るかという視点も重要である。自治会、町内会によるつながりづくりの取組や、地域における見守り活動や居場所づくり等の取組は、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりの基盤になるものである³⁸。

孤独・孤立対策においては、こうした人間関係を豊かにする各種のつながりの場づくりそのものや地域づくり、居場所と行政の相談窓口とをつなげる取組を施策として評価するとともに、その効果的な運用を推進することが重要である。その際、個々人の自主的な活動への参加が尊重されつつ、コーディネーターや中間支援組織が役割を果たすことが重要であるとともに、NPO等による地域づくりの取組を行政が強制することのないように留意し、これらに必要な方策を検討する。

今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。この点、令和7年4月に公表された「孤立死者数の推計方法等について」（前掲注15）の推計結果を基に、同時期の年齢別の死亡者数に占める孤立死者数の割合を見ると、50歳代から60歳代前半の男性の割合が高いという結果が

³⁶ 令和7年5月15日「孤独・孤立対策推進会議（第3回）」のヒアリングにおいて全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの発表者から示唆があったもの。

³⁷ 令和6年5月14日「孤独・孤立対策推進会議（第1回）」のヒアリングにおいて全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの発表者から示唆があったもの。

³⁸ 令和7年5月15日「孤独・孤立対策推進会議（第3回）」のヒアリングにおいて広島県福山市から示唆があったもの。

示された³⁹。こうした事実を受け止め、中長期的視野に立ち、関係府省庁が連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防に向けた安心・つながりづくりを始めとする孤独・孤立対策の推進に向けた検討を行っていく⁴⁰。

②アウトリーチ型支援体制の構築

孤独・孤立の問題を抱えているが支援を求める声を上げることができない当事者等に支援を確実に届けることができるよう、その意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進する。あわせて、NPO等が利用しやすい支援の在り方を検討する。

③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

何人にも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、関係府省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。しかしながら、行政の縦割りにより各地域における各種施策の連携が進みづらい面もある。このため、情報共有に当たっての共通のフォーマットを示していくなど、孤独・孤立対策が各地域における分野をまたぐ具体的な施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を生み出すことができ得ること、基本方針の分類を超えて、複数の施策を組み合わせることで、全体として基本方針に掲げる目標が達成され得ることを認識しながら、社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりをつくる施策が円滑に届けられる環境を整備する。具体的には、例えば、保険者とかかりつけ医が地域包括支援センターや社会福祉協議会職員を含む地域の関係者を紹介し、保険加入者の予防健康づくりと社会面の課題を解決するための取組を進める、いわゆる「社会的処方」の活用の推進に加え、保健・医療・介護・福祉・教育等分野横断的な多職種連携、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた多様な主体の参画の推進、地域共生社会の実現に向けた世代・分野を超えた連携、「つながりの場所」としての都市公園・自然公園や博物館・公民館・図書館等の社会教育施設等を活用した社会的・地域的課題への対応などを進める。その際、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制や生活困窮者自立支援制度など特に孤独・孤立対策と密接に関連する施策との連携の更なる強化や、福祉分野を中心とした「個別支援」に留まらず、より広いまちづくりの観点から、地域における様々な主体が目標を共有しながら孤独・孤立対策に資する取組を行うこと、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することなどを推進する。

④地域における包括的支援体制等の推進

孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者等に対して、地域の専門職等による継続的支援及び必要時の緊急的支援、当事者自らが選択して自らの役割を見出せる場となる地域コミュニティへつなぐ支援（総合相談、ケース会議、就労支援、出所者支援等）やコミュニティ（職場・世帯）間移動の支援（転職支援、職業訓練、DV被害者支援、若年女性支援等）等を行う各種制度での

³⁹ 令和7年4月17日「第4回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議（第4回）」参考資料2-3「「孤立死」推計値について」（石田構成員提出資料）参照。

⁴⁰ 前掲注16「安心・つながりプロジェクトチーム」

対応（前述の相談支援体制、居場所づくり、アウトリーチ型支援等を含む。）を推進する。

また、地域の関係者⁴¹が連携・協力しつつ、福祉や保健と教育との連携（例えば、こどもが通う学校を起点・拠点として問題を早期に把握して地域での支援へつなぐ仕組み）、福祉と保健、医療、雇用・就労、子育て、住まいとの連携など各分野の取組を有機的に連携させて分野横断的に、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進する。あわせて、そのような連携の下、住まいのセーフティネットの取組を推進する。加えて、例えば教育・保健・福祉等の情報・データを分野横断的に連携し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる仕組みづくりについても検討を進める。

さらに、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の活用をはじめ、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。あわせて、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備とともに、社会教育を通じて人と人との「つながり」を実感できる地域づくりも推進する。

また、独居高齢者等の増加が見込まれる中、身元保証や日常生活支援、死後事務等を契約に基づいて行う事業者（「高齢者等終身サポート事業者」）が増加してきている。この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営の確保等が必要であり、関係府省庁が連携して、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定した。今後、ガイドラインの普及を図るとともに、関連制度等の必要な見直しを検討し、身寄りがない高齢者等の意思決定等を支援する。

（４）孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動をきめ細かく支援し、官・民・ＮＰＯ等の連携を強化する

孤独・孤立対策は、国のみならず、孤独・孤立の状態にある当事者等を取り巻く、地方公共団体、当事者等への支援を行うＮＰＯ等、地域住民など多様な主体が相互に連携・協働を図りながら推進することが重要である。

この観点から、以下に掲げる取組を行う。

①孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動へのきめ細かな支援

孤独・孤立対策の推進に当たって、孤独・孤立の問題を抱える当事者等への支援を行うＮＰＯ等は重要かつ必要不可欠であることから、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動（人材育成を含む。）に対して安定的・継続的にきめ細かな支援を行うとともに、地域の関係者同士が相互に連携・協力しつつ活動できるよう支援を行う。また、国が実施する孤独・孤立対策に関するモデル調査等により把握した居場所づくり等の先駆的な取組についても積極的に情報提供する。

②ＮＰＯ等との対話の推進

⁴¹ 保健・医療・福祉等の専門機関及び専門職、社会福祉法人、社会福祉協議会、更生保護法人、学校及び教育関係者、ＮＰＯ、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、行政相談委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人）、ボランティア等をいう。

孤独・孤立対策が当事者等のニーズ等に即してより効果的なものとなるよう、現場で当事者等への支援を行っているＮＰＯ等との対話（孤独・孤立対策の理念や、現場の実態等に関する情報の共有、提言等の施策への反映）により、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進する。

また、ＮＰＯ等が当事者等への支援を進めるに当たって必要な場合には、その意向にも配慮しつつ、個人情報の取扱い（ＮＰＯ等の支援先となる者の個人情報をその同意の下で行政とＮＰＯ等が共有すること等）に関する先行事例等の情報について、ＮＰＯ等や地方公共団体への提供・共有を行う。

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

孤独・孤立の問題に対してＮＰＯ等の支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、民・民及び官・民・ＮＰＯ等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関やＮＰＯ等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの活動を促進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや社会全体の気運の醸成を図りつつ、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進する。

また、推進法第 11 条の規定に基づき、各地方公共団体においても、官民連携の基盤となるプラットフォームの形成に向けて取り組むよう努めるものとされている。このプラットフォームの設置により、地域における孤独・孤立の問題を関係者間で共有して課題として明確にし、互いに連携しながら、支援者同士がつながり、当該地域における孤独・孤立対策の取組を検討・推進することが可能となる。プラットフォームは地域の実情に応じて多様な在り方が考えられ、例えば都道府県においてプラットフォームを設置し、圏内の市区町村を巻き込んで広域的なプラットフォームを設置することや、既存の会議体を活用して設置する場合なども考えられるが、いずれのプラットフォームにおいても、プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すものとする。また、国においては、地方公共団体が設置するプラットフォームに多様な主体が参画している好事例について周知、横展開を行うなど、その取組を支援する⁴²。

推進法第 15 条に基づく孤独・孤立対策地域協議会についても、既存の会議体の活用、福祉分野に限られない支援主体を構成機関等とすることなど、推進法の施行後迅速に対応している地方公共団体の事例を取りまとめて、横展開が図られるよう情報提供を行い、その設置を支援⁴³する。

こうした地方公共団体における取組事例の横展開に当たっては、関連する取組を、有機的に組み合わせて実践につなげていく工夫や、取組を進める上での課題についても把握・整理を行う。官・民の連携基盤の形成に当たっては、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要であることに留意する。また、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進する⁴⁴。

⁴² 令和 6 年 5 月 14 日「孤独・孤立対策推進会議（第 1 回）」のヒアリングにおいて千葉県市原市から示唆があったもの。

⁴³ 令和 7 年 5 月 15 日「孤独・孤立対策推進会議（第 3 回）」のヒアリングにおいて鳥取県から都道府県における孤独・孤立対策地域協議会の設置の意義について発言があった。

⁴⁴ 例えば、重層的支援体制整備事業における支援会議（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 6）や消費者安全確保地域協議会（消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 11 条の 3）におい

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の運営の在り方については、現場等の意見を聴きながら引き続き検討する。

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立の問題への対応や官・民・NPO等の連携を円滑に進める観点から、地方公共団体（特に基礎自治体）における既存の取組も活かした孤独・孤立対策の推進体制（縦割りの制度に横串を刺して分野横断的な対応が可能となる体制）の整備を促進する。

また、都道府県と市区町村との連携・協力を含めた地方公共団体における体制整備や、地域の実情に応じた施策の展開・底上げを支援するため、地方公共団体に対し、国の孤独・孤立対策に関する施策や先行事例・好事例等の情報に加えて、既存の取組の活用を含めて地方公共団体における施策の推進に資する留意点等の情報の提供・共有を行う。このような事例の横展開に当たっては、当該地方公共団体の取組の背景やポイント等も併せて示すことで、なぜ当該事例が効果を生み出したのかを各地方公共団体が認識しながら参考にできるよう留意する。

て、必要な情報の共有を行いつつ、民間企業が官・民の連携に参画することや、日常の事業活動を通じて地域住民の見守りに協力する民間企業が地方公共団体における官・民の連携に参画することが考えられる。

4. 孤独・孤立対策の施策の推進体制等

(1) 国における推進体制等

推進法第 20 条の規定に基づき、孤独・孤立対策を推進するための体制として、内閣府に、特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」が設置された。同本部は、内閣総理大臣を本部長とし、関係府省庁の政策の責任者である閣僚級で構成されており、司令塔機能を発揮して孤独・孤立対策の政策基盤となる重点計画を策定することとされている。

関係府省庁において孤独・孤立対策を推進するに当たっては、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果、新たな知見及び関係者の意見、推進法の施行状況等も踏まえて、各々の所管施策に重点計画の基本理念・基本方針が示す孤独・孤立対策の視点を組み入れて、事業の使いやすさの改善に努めるとともに、事業展開、施策間連携、都道府県と市区町村の役割等に更なる検討を加えていくこととする。さらに、孤独・孤立対策に取り組むことで目指す「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」を実現するため、また孤独・孤立状態の「予防」の観点からも、各種制度の不断の見直しに向けた検討を進める。

また、令和 3 年 2 月から政府として取り組んでいる孤独・孤立の問題については、今後、実態の把握や N P O 等の関係者との意見交換に加え、孤独・孤立に関連する学術研究も進展することが期待される。引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえた孤独・孤立の問題の分析、現場のデータを収集して利活用するための体制整備を検討しつつ孤独・孤立に関連するデータ分析を推進し、データの蓄積・整理や国際比較、学術研究の利活用を進め、重点計画を含む施策の評価・検証を行い、孤独・孤立対策の在り方について不断に検討を行っていく。

引き続き孤独・孤立対策を一層推進するために、関係府省庁間の連携、さらにグローバルレベルでの連携（W H O の「社会的つながり委員会」などに対して我が国の取組や知見を海外に発信する「政策の輸出」を含む。）をそれぞれ進める。

(2) 地域における推進体制等

推進法の施行により、孤独・孤立対策における地方公共団体の責務が定められるなど、役割が明確化された。当事者等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様である。このため、孤独・孤立対策においては、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情に応じた取組を展開することが求められる。

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、特に、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（推進法第 11 条）の構築による取組の基盤の整備を通じて、地域内での多様な主体の連携の推進を図ることが期待される。また、地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、各地域において、個々の当事者等への支援の内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会（推進法第 15 条）を置くよう努めることとされており、協議会の構成機関等が情報を共有し、適切な連携の下で当事者等への支援に対応していくことが期待される。

(3) 重点計画の見直し

地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会、関係機関等の意見を継続して聴きながら、必要に応じて、重点計画全般の見直しの検討を行う。また、これらを行う際には、

「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」⁴⁵における審議等を行うこととする。
「Ⅲ. 具体的施策」については、原則として、毎年度、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を行うとともに、関係府省庁の取組内容に応じて追加・修正等の改正を行うこととする。

⁴⁵ 「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議の開催について」（令和7年1月17日内閣府特命担当大臣（共生・共助）決定）